

平成18年1月5日に、ごみ処理検討委員会(西谷弘子委員長)から「可燃ごみの処理方式に係る中間提言書」が管理者に提出されました(表紙写真)ので、その内容についてお知らせします。

検討結果(中間提言内容)

(1)ごみ処理の基本的な考え方について

①発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)を前提とした適正処理システムの構築

この達成に向け、組合ではごみを潜在資源物と考え、分別等により資源化を行うことが望ましく、その中でどうしても資源化できないものを「燃やさなくてはならないごみ」と「燃えないごみ」に位置づけます。

②自区内処理を目指した適正処理システムの構築

ただし、資源物の流通については、容器包装リサイクル法に基づく資源化の場合、自区内のみで資源化ができない可能性があることを付記します。

③環境負荷を低減する適正処理システムの構築

環境への負荷と同様に、安全性、経済性にも配慮する必要があります。

(2)ごみの減量化・資源化について

①ごみを潜在資源物と考えることが重要です。

ごみは「廃棄処理するもの」ではなく「潜在資源物」であると考えます。

②ごみに関する意識の高揚をはかることが重要です。

ごみの減量化・資源化に良好な結果を出している自治体に共通することは、施策の実施に向けた意志の強さであり、行政の努力のみならず、住民や事業者の理解と協力を得ることが大切であり、今後は意識の高揚をはかる施策が重要になってきます。

③各市町において分別区分を統一することが重要です。

現在、市町ごとの分別区分となっているのをできるだけ統一し、住民が排出しやすい環境を整備することが重要です。

④特に減量化・資源化を推進すべき品目として、生ごみ、プラスチック類、紙類を提言します。

これら3品目は、現在稼働している施設の可燃処理量の約80%を占めており、これらを減量化・資源化することで環境への負荷を低減し、循環型社会の形成に大きく寄与できると考えています。

(3)可燃ごみの処理方式について

処理方式の比較にあたり、環境にやさしい、安定処理に優れる、資源循環に優れる、最終処分量削減に優れる、経済性に優れる、地域還元性に優れる、面積の評価指標に基づき検討した結果、「焼却炉」の新設、「焼却炉+灰溶融炉」の新設、「ガス化溶融炉」の新設が望ましい結果となりました。

なお、今後新たな処理方式が出された際には、その方式についても検討していきます。

各委員会の報告書等の内容及び資料の詳細については、ホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください。[\(http://www.shiyouakouiki.or.jp/\)](http://www.shiyouakouiki.or.jp/)